（注７）　備考の欄は、次の事項を記載すること。

㈠　出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類

㈡　発起人又は発起人代表であるときはその旨

㈢　出資の予定のものについてはその旨

という。）を除く。以下この別表において「無議決権株式」という。）の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含めない。

（注４）　㈽の欄には、会社法第108条第１項第３号の規定により、株主総会の一部の事項について議決権を行使することができない株式（単元未満株式を除く。以下この別表において「議決権制限株式」という。）の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含める。

（注５）　㈿の欄には、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式（単元未満株式を除く。以下この別表において「完全議決権株式」という。）のうち、会社法第308条第２項の規定により議決権を有しない株式（以下この別表において「自己保有株式」という。）の総数を記載すること。

（注６）　㉀の欄には、完全議決権株式のうち、会社法第308条第１項及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第67条第１項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式（以下この別表において「相互保有株式」という。）について、総数を記載すること。

（注７）　㉁の欄は、放送法第125条第１項又は同条第２項において準用する同法第116条第２項（特定地上基幹放送局を用いて行われる基幹放送にあつては、同法第116条第１項又は同条第２項）の規定により株主名簿への記載又は記録を拒否した株式及び同法第125条第２項において準用する同法第116条第４項（特定地上基幹放送局を用いて行われる基幹放送にあつては、同法第116条第４項）の規定により議決権を有しないこととなる株式（以下この別表において「特定外国株式等」という。）の数を種類ごとに記載すること。

（注８）　㉂の欄には、自己保有株式、相互保有株式又は特定外国株式等に該当する株式以外の完全議決権株式について、株式数及び議決権の数を記載すること。

（注９）　㉃の欄には、単元未満株式の総数を記載すること。

（注10）　㉄の欄は、発行済株式及び議決権の総数を記載すること。

（注11）　㉄を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

（注12）　法第４条の免許を受けて設立される株式会社にあつては、設立時発行株式の状況を記載すること（ウにおいて同じ。）。

イ　主たる出資者及び議決権の数

氏名又は名称	住　所	職　業	議決権の総数に対する議決権の比率(%)	備　考

（注１）　議決権の総数に対する議決権の比率が100分の１以上の者（株式会社にあつては株主、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員（以下この別表において「社員又は理事等」という。））について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載し、定款を提出すること。

（注２）　設立中の法人又は団体にあつては、（注１）によるほか、発起人全員について記載すること。